

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組み

令和5年5月12日現在

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、これまで感染拡大予防のために設けていた出雲市社会福祉センターの取り扱いを下記のとおり変更します。

今後も出雲市社会福祉センターでは、引き続き基本的な感染対策や衛生管理に努めてまいります。施設利用者の皆様のご協力をお願いいたします。

対象期間：令和5年5月15日（月）～当分の間

1. 施設としての対策

- ①出入口に手指消毒液を設置しています。
- ②職員にはマスク着用を推奨しています。
- ③受付窓口等について、飛沫防止用衝立を設置しています。
- ④館内清掃において、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等の消毒を行っています。

2. 来館者へのお願い

- ①感染予防のため、手洗い・手指消毒の励行を推奨します。
- ②マスク着用については個人の判断が基本となります。
マスクには、自身の感染を防御し、自身のウイルスを他人にうつさない効果があることを踏まえ、着用についてご判断ください。
- ③発熱など体調のすぐれない方はご来館をお控えください。

3. 施設利用者及び利用責任者への利用上のお願い

- ①可能な範囲で3つの密（密閉、密集、密接）にならないよう努めてください。
- ②利用責任者は、利用者に対し、感染予防（三密の回避、手洗い・手指消毒、身体的距離の確保など）を周知してください。
- ③こまめな換気に努めてください（窓を開放しての利用、または、1時間に2回以上数分間の換気）。
- ④施設利用後は、使用された備品（机・椅子等）の消毒を行ってください。消毒用品は1階事務室に準備していますので、利用開始前に利用責任者が受け取り、利用終了後は消毒を行ってから1階事務室へ返却してください。
- ⑤共有スペース（通路、玄関ホール等）のご利用は最小限に留めてください。

⑥湯茶道具の貸出はしません。

⑦施設利用中、利用者に体調が悪くなった方がおられた場合は、利用責任者はその旨を1階事務室にお知らせください。

※これまでお願いしていた利用者の検温と体調確認を記入する「利用団体報告書」の提出は、不要とします。

4. 施設の利用可能日について

令和5年6月1日（木）より、利用制限を廃止します。

5. 施設の利用人数について

定員の2分の1を上限としていた利用人数の制限を廃止します。

6. 利用料の減免の考え方について

定員の2分の1を上限としていることから利用施設の利用料の2分の1を減免することとしていましたが、利用人数の制限廃止に伴い利用料の減免は廃止します。

7. 新型コロナウイルス感染防止を理由とするキャンセル対応

新型コロナウイルス感染防止を理由とする利用予約のキャンセルに対して利用料免除していましたが、この取り扱いを廃止します。